

死因は「急性心筋梗塞」かそれとも警察による「暴行死」か

奈良県警の留置場で起きた 「医師変死事件」で深まる謎

柳原 三佳

7年前、警察の留置場に勾留されていた医師が死亡した。死因は「急性心筋梗塞」（病死）。しかし、遺体には広範囲にわたって内出血と見られるどす黒いあざが残っていた。遺族は民事訴訟を起こしたが、昨年末、全面敗訴となった。死因はまだまだ謎に包まれたままである。

2016年12月27日、傍聴席を満席にした裁判の判決文読み上げは、あつけないものだった。

「主文、原告の請求をいずれも棄却する。訴訟費用は原告の負担とする」(木太伸広裁判長、森川さつき裁判官、菊地拓也裁判官)

奈良地方裁判所201号法廷の中に、一瞬、重いため息が漏れた。奈良県警桜井警察署の留置場で、逮捕から19日後に死亡した医師・塚本泰彦氏（当時54歳）の遺族が、奈良県を相手に損害賠償を求め、約4年にわたって闘い続けてきたこの裁判。塚本医師の元妻で、原告の母であるA子さんは、判決後の記者会見でこう語った。

「そもそもの出発点は、亡くなった当日、病院で見た（故人の）右足でした。あれほど酷い状態の足は見たことがありません。でも、警察からはなんの説明もなく、ただ時間だけ引き延ばされ、うやむ

やにされてきました。結局、今回の裁判でもその理由は明らかにされず、不満が残ります……」

隣にいた原告側代理人の小泉哲二弁護士も悔しさをにじませながらこう語った。

「さわめて不当な判決です。裁判所はもともと重要な留置管理記録を県警から提出すらさせず、判決文では、問題となった右足のアザが何によって生じたかを判断せず意識的に排除し、結局、警官の暴行があったかどうかについては一切触れられていませんでした」
年明けの1月4日、原告側は1審判決を不服として控訴。この裁判は、大阪高裁で審理されることとなった。

「山本病院事件」絡みで

事件の経緯については32ページの時系列表を見てほしい。
発端は、今から11年前（06年）

に奈良県大和郡山市の医療法人で起きた診療報酬詐欺事件だった。

通称「山本病院事件」。身寄りのない生活保護受給者をターゲットに必要のない医療を行なって診療報酬の不正請求を繰り返し、専門外であるにもかかわらず行なった手術のミスで患者を死亡させる事件まで起こしていた。同病院の山本文夫元理事長は09年、詐欺容疑で逮捕・起訴され、懲役2年6月の実刑が確定している。

塚本氏は06年、この山本病院に4カ月半だけ勤務していた。その間に問題となった肝臓手術に立ち会っていたことから自責の念に駆られ、まもなくこの病院を退職。それから4年後、10年2月6日に、「業務上過失致死容疑」で突然逮捕され、奈良県警桜井警察署の留置所に勾留された。奈良県警はこの間、相当力を入れて内偵捜査を行っていたという。



会見で判決の不当性を訴える小泉弁護士（左）と出羽教授。（撮影／筆者）

異変が起きたのは逮捕から19日後、2月25日朝のことだった。留置場の中で心肺停止状態に陥った塚本氏は、近隣の病院に救急搬送されたが、午前10時45分に死亡が確認された。

遺体に内出血の痕跡

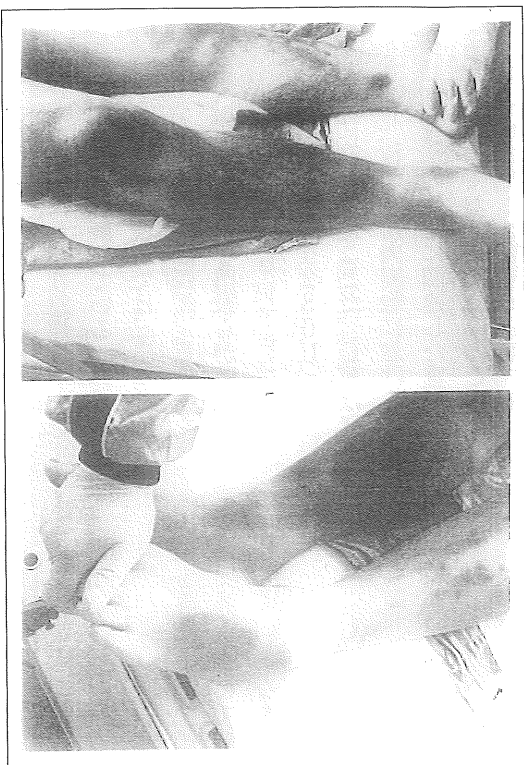
左写真を見てほしい。これは死体検案時に撮影された塚本氏の遺体だ。特に右の下腿部に、どす黒い大きな内出血のあざが広がっている。A子さんはこのあざを見たとき、とつさにこう思ったという。「昔、写真で見た小林多喜二の遺体にそっくりでした。警察から帰ってきたらみんなこんなになるのだらうかと。ショックでした」

亡くなる1週間前、A子さんが留置場に面会に行ったとき、塚本氏は朦朧とした状態でほとんど話ができず、自分の名前のサインも満足に書けない状態だった。A子さんは塚本氏の体調が尋常でないことが気になり、警察に電話で問い合わせていたのだという。後で

わかったことだが、死の3日前には失禁もあり、オムツをあてて取り調べに応じていたというのだ。

司法解剖が行なわれたのは翌26日のこと。執刀した奈良県立医科大学の羽竹勝彦教授(法医学)は、死因を「急性心筋梗塞(病死)」と診断したが、奈良県警は25日の死亡当日に早々と「死因は病死であり、留置管理に問題はなかった」と発表しており、報道機関もそのまま報道。疑問を感じた遺族が警察へ事情を聴きにいっても詳しい説明はなく、ある時は机を叩いて怒鳴られたという。

全国に悪名が轟きわたっていた山本病院事件。その事件の被疑者である医師が留置場で死亡したというニュースが流れると、ネット上には「自業自得」「罰が当たった」



死亡した塚本氏の遺体に残るあざ。特に右下腿部は広範囲にわたってどす黒く変色していた。警察は当初「椅子に座って右足を上にしてどこかにぶつけた」と遺族に説明していたが、裁判が始まると「あぐらをかくときに床に打ち付けた」と、まったく異なる説明を展開した。(訴訟記録より)

との声が多数上がった。理事長の「山本」と「塚本」の名を混同し、取り違えたままの記述も多かったが、たとえ被疑者であっても、取り調べの段階であのような仕打ちを受けるいわれはない。

遺族は悩んだ末、「警察が勾留中、適切な治療を怠った」などとして、13年2月、奈良県を相手に損害賠償請求訴訟を起こしたのだった。

主張は二転三転

一方、被告となった奈良県側は「死因は急性心筋梗塞死。予見不可能だった」「暴行は一切ない」と反論。右下腿部のアザについては、「塚本氏は留置場の房内で座るときは、いつもあぐらをかいていた。同人は立った状態から床に座る際、右ひざを折り曲げながら、身体を右側から地面に落とすように座るので、右下腿が床に打ち付けられるようなかたちとなった。このような座り方をするため、同人が房内で座るたびに「ドーン」という音が響いた」と、抗弁を繰り返した。これに対する遺族側の反論はこうだ。

「警察は当初、右足のあざに関して『椅子に座って右足を上にしてどこかにぶつけた』という説明をしていた。主張があまりにも二転三転しており納得できません」
裁判を傍聴した元宮城県警で留

置管理の勤務経験もある(株)日本交通事故調査機構代表の佐々木尋貴氏は、こう指摘する。

「被疑者留置規則では、被留置者の身体に異常を発見したら詳細に記録し、ただちに留置主任官を経て警察署長に報告をし、医療機関に受診させるなど対応しなければなりません。かりにあぐらで座ったとしても、あれほどひどいあざをそのまま放置するなどありえないことです」

しかし、原告側の立証活動は困難を極めた。勾留中に何があったのかを知りたくても、裁判官は警察から留置管理記録を出させようとせず、解剖記録や写真なども五月雨式にばらばらと出されたため真実の解明には時間を要した。

そんな原告側に協力の手を差し伸べたのが岩手医科大学の出羽厚二教授(法医学)だ。出羽教授はかつて、大相撲時津風部屋の暴行死事件で被害者の力士を解剖し、「事件性なし」という愛知県警の当初の判断を覆した経験がある。

原告代理人の小泉弁護士から解剖結果の再検証と鑑定意見書の作成を依頼された出羽教授は、遺体の外表に残るあざだけでなく、塚本氏が死亡前日に受けた検査結果をもとに、次のように結論付けた。

「取り調べ中に、頭部、胸部、上肢・下肢に鈍体による殴打で傷害

塚本泰彦氏／死亡までの経緯

2006年 塚本氏は山本病院に勤務。同年6月、肝臓腫瘍の手術により患者を死亡させる

2010年 ※2009年 クモ膜下出血で入院。3月までリハビリを行なう

2月6日	業務上過失致死容疑で逮捕される 夜11時頃、塚本氏の具合が悪化。桜井警察署から天理よろづ相談所(病院)に向いて診察を受ける
7日	上田警部補と天理循環器内科のK医師が面談
8日	●桜井警察署での勾留決定 ●上田警部補が「今後は警察で担当医師を依頼する」とK医師へ連絡する
13日	●小泉弁護士が、塚本氏と接見 ●留置担当の警察官が、塚本氏の右下腿のアザに気づく ●その後、後頭部の打撲痕も判明する ●夜11時半頃、郡山青藍病院を受診し、CT撮影をする
17日	弁護士が、塚本氏と2度目の接見
18日	家族が接見
22・23日	塚本氏が、取り調べ中に失禁する
24日	高井病院で検査と診察を受けた後、警察署に戻る
25日	●塚本氏は朝7時に起床。7時半頃、いびきをかいて寝ていた ●桜井警察署から救急搬送される ●午前10時45分 塚本氏が死亡 ●午後、植木検察官が検視を行なう ●この日のうちに、塚本氏死亡の新聞報道 警察は「留置管理に問題はなかった」と発表
26日	奈良県立医大で、羽竹法医学教授が司法解剖を行なう
4月27日	◆羽竹教授が、検察庁に鑑定書を提出 ◆死因は急性心筋梗塞と判断される

オムツをあてて取り調べを受けていた

脳卒中などの症状の場合がある

たないうちに死亡したのだ。

こととした次第である

本来なら入院が必要な危険レベルだというのが、塚本氏はそのまま留置場に戻され、結果的に1日も経たないうちに死亡したのだ。

1万4280U/Lという値は

「勾留中に男性が死亡したのは、取り調べ時の暴行による急性腎不全が原因である」として、奈良県警を「特別公務員暴行陵虐致死容疑」で刑事告発。告発状の中には、強い口調でこう述べられていた。

「告白させるために暴行を加え、死に至らせるような前時代の不祥事を発生させてはならない。法医学者としての使命感から告発することとした次第である」

鹿嶋署・勾留中死亡のタイ人は病死か(7月18日)

大阪府警で取り調べ中に体調不良訴えた女性容疑者、搬送先病院で死亡(2月16日)

八戸署で留置中の40代男性が死亡(6月1日)

暴行容疑の62歳男 府中警察署内で転倒し死亡(4月26日)

パンツ唾え自殺か、浦賀警察署でも全国各地で相次いでいる。

勾留中の容疑者死亡(4月1日)

暴行容疑の62歳男 府中警察署内で転倒し死亡(4月26日)

八戸署で留置中の40代男性が死亡(6月1日)

大阪府警で取り調べ中に体調不良訴えた女性容疑者、搬送先病院で死亡(2月16日)

鹿嶋署・勾留中死亡のタイ人は病死か(7月18日)

その後の裁判

2011年 9月	羽竹教授が司法解剖記録の一部を、塚本氏の遺族に開示する
2013年 2月	遺族が奈良地裁へ民事訴訟を提訴
2014年 3月	鑑定書添付の遺体写真9枚が遺族に開示される(ただし、40枚中の9枚)
4月	鑑定書添付の図9枚が遺族に開示される(ただし、12枚中の9枚)
2015年 1月	第1回 口頭弁論
(2月以降)	●検視調書、鑑定書が開示される ●鑑定書添付の残りの写真31枚、図3枚が開示 ●岩手医大法医学教授の出羽氏ら、4人の医師が「急性心筋梗塞ではない」という鑑定意見書を作成
2016年 11月	出羽教授が、特別公務員暴行陵虐致死容疑で奈良県警を刑事告発する
24日	奈良県警が告発状を受理
12月27日	奈良地裁の判決「請求はすべて棄却」。取調官の行為、死因の特定には言及しなかった遺族側は控訴の方針
2017年 1月4日	大阪高裁に控訴

死因究明制度の不備

告発状は受理されたが、3カ月が過ぎ、県警内での捜査がどこまで進んでいるかは定かではない。

「原告側は訴訟の終盤に「急性心筋梗塞」という死因の判断は妥当ではないという重要な鑑定意見書を証拠として出したが、裁判所は、民事訴訟法に定める「時機に後れた攻撃防御」として、一部について採用しようとはしなかった。」

一方、出羽教授は16年11月15日「勾留中に男性が死亡したのは、取り調べ時の暴行による急性腎不全が原因である」として、奈良県警を「特別公務員暴行陵虐致死容疑」で刑事告発。告発状の中には、強い口調でこう述べられていた。

「告白させるために暴行を加え、死に至らせるような前時代の不祥事を発生させてはならない。法医学者としての使命感から告発することとした次第である」

いづれも警察は早々と「自殺」や「事故死」「病死」などと死因を確定し、即刻「対応に問題はなかった」とコメントしている。

出羽教授は鑑定意見書の中で、死因究明制度の根幹について、次のように疑問を投げかけている。

「奈良県警の留置管理業務を疑われる事件について、奈良県立医大に鑑定嘱託することは不適切である。両者はともに県の職員で、日常の業務で知己である。疑われるだけでも両者にとつて不幸である。この例は他県の法医学講座に嘱託するべきであった。(中略)今後の矯正施設における死亡事例の死因究明について法曹関係者は大いに反省すべきであったと考えざるを得ない」

原告側が控訴したことを受け、奈良県警に取材をしたところ、「訴訟当事者である以上、係争中の事件には答えられない」とのこと。なぜ訴訟の中で留置管理記録を証拠提出しなかったのかについては、あくまでも一般論と前置きし「もし裁判所から提出するように言われたら、そのときは拒むことはできない」と回答した。

20日間の勾留中に何があったのか? 引き続き取材を続けていく。